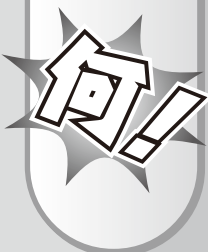


この人に聞く
これって



仙台市非常勤行政委員に対する

月額報酬支払い

差止め請求訴訟で勝訴

仙台市民オンブズマン 弁護士 熊谷優花



仙台市の監査委員、人事委員、市選挙管理委員や、青葉区、宮城野区、若林区、太白区、泉区の各選挙管理委員の非常勤行政委員には、毎月数日ほどしか勤務しないにもかかわらず、毎月10万〜29万円程度の報酬が

支払われています。中には1日も勤務せずに、月額報酬を受け取っている委員も存在しています。仙台市民オンブズマンでは、各委員の勤務実体と報酬額があまりにもバランスを欠いており、勤務

実体に見合わない多額の報酬を受け取る「ノーワーキングリッチ」の実態を放置しておけないとして、各委員への報酬の支払いを差し止める訴訟を平成21年9月29日に提起していました。

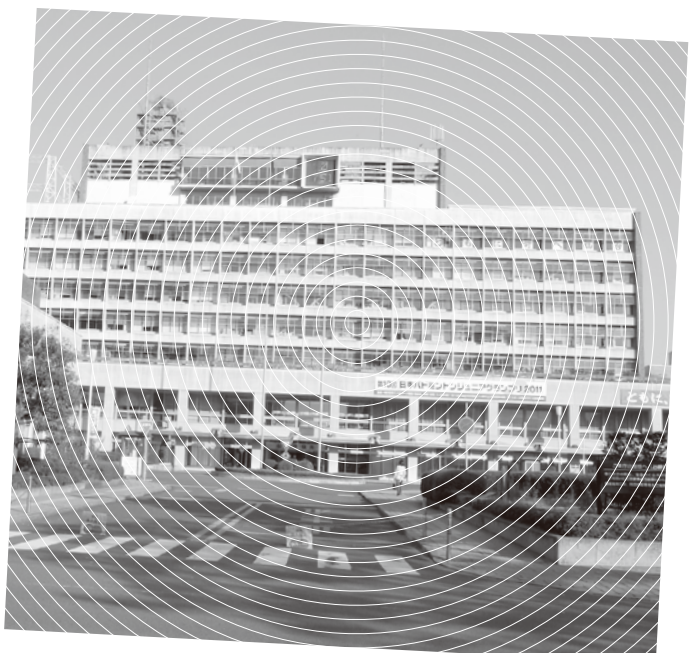
弁護士では、各委員の勤務実態を詳細に分析し、これらの報酬を日額換算した場合の不合理性を強く主張してきました。また、各委員の証人尋問を行い、その結果、各委員会が「事務局主導」で行われており、各委員はこの追認機能化しているという実体も明らかになりました。議案に対する下調べは勿論、最終結論も事務局主導で決定されており、委員の自発的な活動は期待できていません。中立の立場で行政をチェックすることをその使命とされる各委員が、行政内部の事務局に骨抜きにされている様子が浮き彫りとなりました。

これに対する判決が、本年9月15日仙台地方裁判所第3民事

部（関口剛弘裁判長）にて言い渡されました。

仙台市民オンブズマンとしては、この判決について、市民の問題意識に正面から答えた優れたものと評価しております。同判決は、非常勤の行政委員の勤務実態を丹念に分析したうえで、月額報酬が勤務に対する反対給付として著しく不合理であると認定しています。しかも、「近年の仙台市の財政状況の悪化」、なかんずく「東日本大震災後の財政危機にもかかわらず、不合理な状態を長期間放置してきた仙台市の姿勢」を厳しく指摘しています。

平成21年1月22日には大津地裁で滋賀県の労働委員会・収用委員会・選挙管理委員会の各委員の月額報酬の支給差止めを認める判決が出されており、この控訴審（大阪高裁）でも同判決を支持して県知事側の控訴を棄



却しております。その後、原告の請求を真正面から認める判決は出されていませんでしたが、各地では行政委員の報酬のあり方について見直される動きが見られています。本判決は上記大阪高裁以来の勝訴判決ということができま

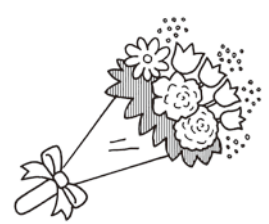
す。本件は、滋賀県の事案よりももう一步踏み込んで、各委員会の議事録や各委員に対する尋問によりその勤務実態についてより詳しく主張・立証がなされた点に特色があり、それでもなお判決で月額報酬制の不合理性が認められた点に意義があるのではないかと考えています。

仙台市は上記判決に対して控訴の手續きを取っていますが、これまでの怠慢を真摯に反省し、非常勤行政委員の報酬を日額制に改める立法措置を直ちに講ずるべきと考えています。

驚きとため息!!
生の議会を
ウォッチ
ウォッチー!

議会ウォッチャー・仙台

仙台市議会傍聴をとおして、議会を変えるあらたな活動がはじまっています。ぜひご参加ください。詳しくは事務局まで。



裁判傍聴のおねがい

詳しくはオンブズマンホームページをご覧ください

【次回例会のご案内】

偶数月の第一火曜日
宮城地域自治研究所
(朝市ビル3階)

▼今回は12月6日(火)です

賑やかにおこないたいと思います。ふるって御参加ください。若干のお飲物などご用意しますが、持ち込みは大歓迎です。